

○ 新潟市保健所感染症診査協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき設置する新潟市保健所感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、法及び新潟市保健所感染症診査協議会条例（平成11年新潟市条例第2号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、法第24条第5項に定める者のうち次の表に定めるとおりとする。

法24条第5項に定める者	任命又は委嘱する者	人数
感染症指定医療機関の医師	新潟市民病院の医師及び結核指定医療機関の医師	4人以内
感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者	新潟市医師会の推薦を受けた者等	4人以内
法律に関し学識経験を有する者	新潟県弁護士会の会員	2人以内
医療及び法律以外の学識経験を有する者	新潟市人権擁護委員の職にある者	2人以内

(部会)

第3条 結核患者の入院及び医療に関する診査を担当する部会を置き、前条の協議会委員より構成し、次の表に定めるとおりとする。

法24条第5項に定める者	人数
感染症指定医療機関の医師	3人以内
感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者	3人以内
法律に関し学識経験を有する者	2人以内
医療及び法律以外の学識経験を有する者	2人以内

(会議)

第4条 会長は、次に掲げる事項について諮問がある場合は、速やかに会議を招集するものとする。ただし、結核についての諮問は、月1回定例日を設けて会議を招集する。

(1) 法第20条第1項に規定する入院の勧告 (2) 法第20条第4項に規定する入院の延長

(2) 法第18条第1項に規定する就業制限

(3) 法37条の2に規定する結核患者の医療

2 会長は、新潟市以外で法第19条第1項に規定する入院勧告を行った者から前項に規定する諮問を受けた場合に、当該担当者から入院の経緯及び現在の患者の病状等審議に必要な事項について説明を求めることができる。

3 諮問の対象者の主治医が委員である場合は、当該決議に参加できない。

4 会長は、決議後次に掲げる区分にしたがい、答申するものとする。

(1) 法第18条第1項に規定する就業制限の通知(結核は除く)について「感染症患者の就業制限の要否について(答申)(別記様式第1号)」による。

(2) 法第20条第1項に規定する入院の勧告(結核は除く)について「感染症患者の入院の要否について(答申)(別記様式第2号)」による。

(3) 法第20条第4項に規定する入院の延長(結核は除く)について「感染症患者の入院延長の要否について(答申)(別記様式第3号)」による。

(4) 結核患者に対する法第18条第1項に規定する就業制限通知及び法第20条1項、第4項に規定する入院の勧告について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条・第20条・並びに第37条の2に関する答申書(別記様式第4号)」による。

(緊急診査協議会)

第5条 前条第1項第1号のうち結核患者に関する諮問を行う場合は、緊急診査協議会として会長または副会長に書面です承を得る。その後最初に開催される協議会において改めて審議を行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健所保健管理課において処理する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式第1号

感染症患者の就業制限の要否について（答申）

年 月 日付 号で諮問の標記について、下記のとおり答申します。

記

1 診査対象者住所・氏名

住所

氏名

2 就業制限の要否

☐ 就業制限を必要と認める。

[年 月 日 時から 年 月 日 時まで]

☐ 就業制限を必要としない。

理由：

別記様式第2号

感染症患者の入院の要否について（答申）

年 月 日付 号で諮問の標記について、下記のとおり答申します。

記

1 診査対象者住所・氏名

住所

氏名

2 入院の要否

☐入院を必要と認める。

[年 月 日 時から 年 月 日 時まで]

☐入院を必要としない。

理由：

別記様式第3号

感染症患者の入院延長の可否について（答申）

年 月 日付 号で諮問の標記について、下記のとおり答申します。

記

1 診査対象者住所・氏名

住所

氏名

2 入院延長の可否

☐入院延長を必要と認める。

[年 月 日 時から 年 月 日 時まで]

☐入院延長を必要としない。

理由：

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 18 条・第 20 条・並びに第 37 条の 2 に関する答申書

年 月 日

新潟市保健所長 様

新潟市保健所感染症診査協議会委員長

年 月 日付で諮問されたことについて、下記のとおり関係資料を添付のうえ答申します。

[illegible]